

議案第 4 号

中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第1項の規定に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画を次のとおり作成する。

令和7年2月28日提出

中・北空知廃棄物処理広域連合長 前 田 康 吉

（参考）

地方自治法（抄）

第291条の7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域連合は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理又はその長その他の執行機関が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体又はその長その他の執行機関に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第1章 目的

中・北空知廃棄物処理広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、中・北空知廃棄物処理広域連合規約第5条の規定に基づき、中・北空知廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）と、広域連合を組織する赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町（以下「関係市町」という。）並びに砂川地区保健衛生組合、中空知衛生施設組合、北空知衛生センター組合及び北空知衛生施設組合（以下「関係組合」という。）が相互に役割分担を担い、連絡調整を図りながら、ごみ焼却施設（以下「処理施設」という。）の設置、管理及び運営に関する広域事務を総合的かつ計画的に行い、中・北空知地域における一般廃棄物の広域的な適正処理の推進を目的として策定するものです。

第2章 基本方針

広域連合、関係市町及び関係組合は、広域連合が行う事務に関して、次の基本的な役割分担を果たしながら、一般廃棄物の広域的かつ円滑な適正処理を行います。

1 広域連合

関係市町及び関係組合と調整を図りながら、処理施設の適切な管理及び運営を行うとともに、関係市町及び関係組合の一般廃棄物の処理に関する基本計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）と調和を図りながら、広域連合が取り組むべき施策を明らかにします。

2 関係市町及び関係組合

広域計画に基づき、他の関係市町及び関係組合と互いに調整を行い、一般廃棄物の収集及び運搬などを計画的かつ円滑に推進するとともに、今後取り組むべき施策を明らかにします。

第3章 一般廃棄物の適正処理の推進

1 広域化の現状と今後

関係市町では、平成10年度に、芦別市及び幌加内町を含めた中・北空知地域ごみ処理検討協議会が策定した中・北空知地域ごみ処理広域化基本計画（以下「広域化基本計画」という。）に基づき、平成15年度から一般廃棄物の広域処理が行われています。

現在、関係市町から排出される一般廃棄物は、砂川地区保健衛生組合、中空知衛生施設組合及び北空知衛生センター組合（以下「3組合」という。）において、生ごみをメタン発酵させエネルギーを回収し、残さのたい肥化などをする高速メタン発酵処理施設や生ごみバイオガス化施設、資源ごみや粗大ごみなどを処理するリサイクル施設、可燃ごみを処理する施設へ搬送するための運搬中継施設を整備して、広域的な処理を行っています。

なお、3組合では、可燃ごみの処理を委託していた民間施設の閉鎖に伴い、平成21年度に策定し

た広域化基本計画に基づき、広域連合が設置した処理施設に、可燃ごみを運搬、搬入しています。

今後も、広域計画に基づき、このような広域的な取組を維持し、効果的な一般廃棄物の処理、処分を継続していきます。

2 一般廃棄物の排出状況と推計

(1) 排出状況

関係市町における令和元年度から令和5年度までの年度別の排出量は、次の表のとおりです。

令和5年度は実績が35,346トンと、令和元年度の実績に比べ2,897トン(7.6%)減少しています。

一般廃棄物の排出量の実績（関係市町の合算量）（単位：トン）

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
可燃ごみ	21,326	21,075	20,938	20,572	20,088
生ごみ	8,425	8,154	8,245	7,804	7,266
資源ごみ	3,780	3,713	3,620	3,499	3,368
不燃ごみ	2,466	2,524	2,518	2,454	2,270
粗大ごみ	2,246	2,271	2,500	2,422	2,354
合 計	38,243	37,737	37,821	36,751	35,346

(2) 排出量の推計

関係市町における令和7年度から令和9年度までの年度別の排出量の推計は、関係市町の一般廃棄物処理計画において、次の表のとおりです。

関係市町の一般廃棄物処理計画の排出量の推計は、関係市町の一般廃棄物の減量化の取組みの中で、現状よりも排出量は減少する傾向で見込まれております。

一般廃棄物の排出量の推計（関係市町の合算量）（単位：トン）

項 目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
可燃ごみ	17,147	16,946	16,741
生ごみ	9,610	9,504	9,394
資源ごみ	3,096	3,051	3,004
不燃ごみ	2,826	2,789	2,753
粗大ごみ	1,802	1,781	1,759
合 計	34,481	34,071	33,651

3 一般廃棄物減量化に関する施策の実施状況と今後の取組み

(1) 排出抑制、再使用などの推進

ア 有料化の実施

家庭系廃棄物のうち不燃ごみ、可燃ごみ及び生ごみは、すべての関係市町が、指定ごみ袋にごみ処理料金を上乗せする方法などで有料化を実施しています。

なお、資源ごみに指定ごみ袋（有料）を使用しているのは、7市町です。

また、事業系一般廃棄物は、一部の関係市町では収集を行っていませんが、収集を行っている関係市町は、家庭系廃棄物と同様の方法で有料化を実施しています。

今後とも、関係市町は、現在の分別処理体系を継続しつつ、必要に応じて料金の改正を行います。

イ 3R（減量化、再使用、再資源化）の推進

関係市町は、広報誌やホームページなどを通じて、不用品のフリーマーケットや廃品回収などの周知、啓発を行っています。

今後も、さらなる一般廃棄物の減量化と資源の有効利用を促進するため、古紙類の資源回収を推進するとともに、容器包装リサイクル法に基づく分別収集と、古着など古繊維類や使用済み小型家電製品の拠点回収の実施や、食品ロスの削減などにより、3Rの充実を図っていきます。

ウ 助成制度の導入

関係市町は、一般廃棄物の減量化や資源ごみの集団回収を促進するため、町内会などの住民団体や回収業者に対する助成制度を導入しています。

今後も、一般廃棄物の発生抑制や再使用に積極的に取り組んでいる各団体に対する助成制度の拡充を図っていきます。

エ レジ袋対策、マイバック運動の推進

関係市町は、店舗や消費者団体、商工会などの関連団体の協力により、マイバック持参運動を推進し、レジ袋の利用抑制に取り組んでいます。

今後も引き続き、レジ袋や過剰包装の削減に取り組んでいます。

（２）普及啓発、環境教育

ア 普及啓発

関係市町は、広報誌やホームページなどを活用して、一般廃棄物の減量化やリサイクルの推進に関する普及啓発活動を行っているほか、町内会や地域住民の協力により、一般廃棄物の減量化やリサイクルに関する事業、取組などを行っています。

今後も引き続き、一般廃棄物の減量化やリサイクルの促進を図るための事業や取組などを行います。

イ 環境教育

関係市町は、小中学生や地域住民を対象にした施設見学や講座などを実施したり、小中学生を対象とした副読本の作成を行ったりして、環境教育の普及を図っています。

今後も、より多くの方が参加できるよう施設見学の機会を拡充するとともに、広報誌やホームページなどを活用した環境教育の充実を図っていきます。

4 処理体制の現状と今後

（１）家庭系廃棄物の処理体制

関係市町は、平成 15 年度から一般廃棄物の分別収集を行い、それぞれの関係組合において広域処理を行っています。

今後とも、関係市町において、それぞれ実施する施策をより効率的なものとし、さらなる一般廃棄物の減量化を推進するとともに、容器包装リサイクル法に基づいた資源回収の促進を図っていきます。

(2) 事業系一般廃棄物の処理体制

事業系一般廃棄物については、家庭系廃棄物の分別区分に準じ、事業者自ら又は許可業者が収集、運搬を行い、関係組合の施設で処理を行っています。

今後とも、関係市町において、多量に一般廃棄物を排出する事業者に対して、分別を徹底させ、減量化の推進に努めさせるなどして、一般廃棄物の発生の抑制を図っていきます。

(3) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の処理

関係市町及び関係組合では、産業廃棄物の受入れ及び処理は行っていません。

また、今後も受入れ及び処理は行いません。

5 処理施設の概要

広域連合が、関係市町から排出される可燃ごみを処理するために設置した処理施設（中・北空知エネクリーン）の概要は、次のとおりです。

(1) 供用開始

平成 25 年 4 月 1 日

(2) 処理能力

85 t / 日 (42.5 t / 日 × 2 炉)

(3) 処理方式

ストーカ式（連続運転式）

(4) 余熱利用

一般廃棄物の焼却による排熱を回収し、蒸気タービン発電機（定格出力 1,770kw）で発電し、処理施設で使用する電力を賄うほか、余剰電力は電力会社に売却します。

(5) 処理対象廃棄物

広域連合が処理する一般廃棄物は、3 組合が搬入する一般可燃ごみ、可燃性破碎残さ及び資源ごみ処理後の可燃ごみです。

(6) 処理実績

令和元年度から令和 5 年度までの年度別の処理量は、次の表のとおりです。

令和 5 年度は実績が 22,134 トンと、令和元年度の実績に比べ 1,464 トン（6.2%）減少しています。

一般廃棄物の処理実績

(単位：トン)

搬入先	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
砂川地区保健衛生組合	6,050	5,879	5,842	5,757	5,574
中空知衛生施設組合	12,069	12,014	12,134	11,755	11,408
北空知衛生センター組合	5,479	5,522	5,440	5,275	5,152
合 計	23,598	23,415	23,416	22,787	22,134

(7) 処理計画量

令和7年度から令和9年度までの年度別の処理計画量は、関係市町の一般廃棄物処理計画において、次の表のとおりです。

関係市町の一般廃棄物処理計画の処理計画量は、関係市町の一般廃棄物の減量化の取組みの中で、現状よりも処理計画量は減少する傾向で見込まれております。

一般廃棄物の処理計画量

(単位：トン)

搬入先	令和7年度	令和8年度	令和9年度
砂川地区保健衛生組合	5,387	5,309	5,239
中空知衛生施設組合	10,095	9,994	9,885
北空知衛生センター組合	4,144	4,092	4,039
合 計	19,626	19,395	19,163

第4章 情報の公開

1 ホームページの活用

広域連合は、ホームページを活用し、処理施設の運転状況や環境測定情報のほか、予算及び決算などについて広く公開し、情報を発信します。

2 周辺地域との関係

広域連合は、関係市町及び地域住民に対し、ホームページなどを通じて定期的に運転状況などの情報を公開します。

また、中・北空知地域の住民が参加する施設見学などを積極的に受け入れ、処理施設について理解を深めてもらうとともに、一般廃棄物の排出抑制や分別の重要性について啓発を行います。

第5章 広域連合と関係市町が処理する事項

1 一般廃棄物処理計画に関する事項

広域連合は、可燃ごみの処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を関係市町や関係組合の一般廃棄物処理計画と整合性を図り策定します。

2 連絡調整に関する事項

広域連合、関係市町及び関係組合は、可燃ごみの処理について適正かつ円滑な執行と効果的な事務を推進するため、次の会議などを設置し、連絡調整を図ります。

(1) 連合会議

広域連合長及び副広域連合長で構成し、広域連合の運営に関する基本方針や業務執行に関する重要事項の審議などを行います。

(2) 役員会

広域連合長、3組合の長及び歌志内市長で構成し、連合会議の審議事項のうちあらかじめ調整が必要な事項の審議を行います。

(3) 連絡調整会議

関係市町の廃棄物に関する事務を所掌する課の長で構成し、連合会議に付される事案のうち事前に調査や検討を必要としない軽易な事案の調整などを行います。

3 処理施設の管理、運営などに関する事項

広域連合は、処理施設の管理及び運営について、安定した操業と経費の節約を図るため、適切な運転と計画的な維持補修に努めるとともに、可燃ごみの適正な処理と発電によるエネルギー回収に伴う循環型有効利用の推進を図ります。

また、処理施設から発生する焼却灰は、歌志内市一般廃棄物最終処分場に搬出し、処分します。

第6章 広域計画の期間及び改定

計画期間は、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めた場合には、随時改定を行います。